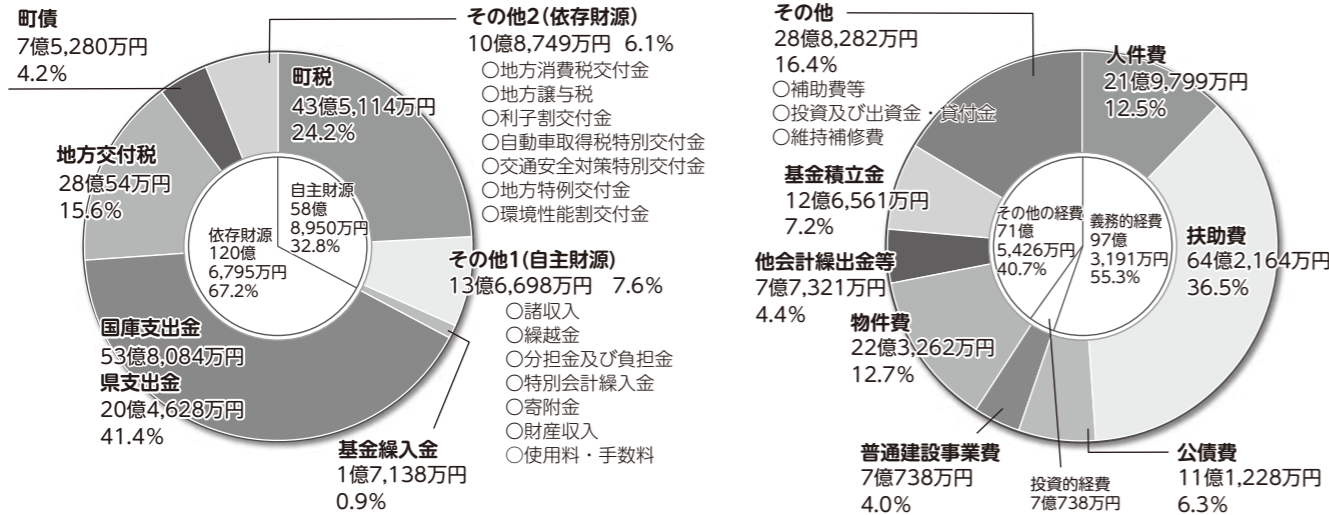


令和3年度 町の決算報告 昨年度どんなことにお金が使われたかご報告します。

一般会計

収入 179億5,745万円

支出 175億9,355万円



昨年度との比較

項目	R3決算額	R2決算額	前年比(%)
町税	43億5,114万円	43億3,989万円	0.3
その他①(自主財源)	13億6,698万円	12億293万円	13.6
基金繰入金	1億7,138万円	2億4,319万円	▲ 29.5
国・県支出金	74億2,712万円	100億1,645万円	▲ 25.9
地方交付税	28億54万円	22億7,305万円	23.2
町債	7億5,280万円	5億5,309万円	36.1
その他②(依存財源)	10億8,749万円	9億2,304万円	17.8
収入合計	179億5,745万円	195億5,164万円	▲ 8.2

項目	R3決算額	R2決算額	前年比(%)
人件費	21億9,799万円	20億7,307万円	6.0
扶助費	64億2,164万円	52億8,442万円	21.5
公債費	11億1,228万円	11億1,456万円	▲ 0.2
普通建設事業費	7億738万円	5億3,512万円	32.2
物件費	22億3,262万円	22億8,299万円	▲ 2.2
他会計繰出金	7億7,321万円	14億4,978万円	▲ 46.7
基金積入金	12億6,561万円	6億8,193万円	85.6
その他	28億8,282万円	59億2,298万円	▲ 51.3
支出合計	175億9,355万円	193億4,485万円	▲ 9.1

実質収支 2億7,200万円 ①-②-③
 ①収入 179億5,745万円 ②支出 175億9,355万円 ③繰越金 9,190万円

特別会計

会計別	区別	① 収入	② 支出	③ 繰越金	実質収支 ①-②-③
国民健康保険特別会計		43億953万円	42億6,477万円	0	4,476万円
土地区画整理事業特別会計		7億616万円	5億6,567万円	1億3,786万円	263万円
後期高齢者医療特別会計		3億2,996万円	3億2,925万円	0	71万円
特別会計 合計		53億4,565万円	51億5,969万円	1億3,786万円	4,810万円

会計別	区別		収益的収支(3条予算)		資本的収支(4条予算)		繰越金
	収入	支出	収入	支出	収入	支出	
公営企業会計(下水道事業)	6億100万円	5億3,998万円	2億5,713万円	4億2,833万円			7,429万円

※令和2年度より、下水道事業特別会計と農業集落排水事業特別会計は、公営企業会計(下水道事業)に移行しました。

(株)新崎不動産

代表取締役 新崎長慎

南風原町照屋40-6
 ☎098-996-2433
 営業時間 8:30~17:30

業務内容
 不動産業全般 沖縄県知事(1)第5149号
 建設業許可 県知事許可(般-4)第14598号
 自動車保険・火災保険 その他損害保険

不動産の売買から保険の見直しまで!
 お気軽にお問合せ下さい☆

1月は償却資産の申告月です

償却資産とは? 土地および家屋以外の事業の用に供することができる固定資産

申告対象者は? 令和5年1月1日現在、南風原町内で事業を営み、償却資産を所有している法人・個人
 ※12月中旬頃に申告書を送付しております。届いていない場合はご連絡ください。

償却資産

構築物	舗装路面、庭園、門、広告設備、建物付属設備など
機器および装置	土木建設機械、太陽光発電設備など
船舶・航空機	ボート、漁船、航空機など
車両および運搬器具	貸車、大型特殊自動車など
工具、器具および備品	パソコン、陳列ケース、看板、医療器具など

申告の対象となる太陽光発電設備

個人(住宅用)	10Kw以上
個人(事業用)	事業用は発電出力量 関係なし
法人	関係なし

町民税・県民税の申告準備、始めていますか?

2月中旬から町民税・県民税の申告受付が始まります。申告書類の事前準備をお願いします。

準備するもの・収支内訳書(農業、漁業、不動産などの収入がある人) ・医療費控除の明細書
 ・令和4年中に支払った諸証明の証明書類 など

スマホやパソコンで、電子申告を簡単に!

eLTAX(エルタックス)



・償却資産の申告
 ・給与支払報告書の提出

e-Tax(イータックス)



・所得税の確定申告
 ・消費税申告等

申告に関する
お問い合わせ

税務課 ☎889-4413

令和3年度決算に基づく「財政健全化判断比率」と「資金不足比率」をお知らせします!

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び同法第22条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく公営企業における資金不足比率を下記のとおり公表します。

1. 健全化判断比率 令和3年度決算に基づき健全化判断比率を算定したところ、下表のとおりいずれの指標についても早期健全化基準を下回っています。

指標	①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率
南風原町の算定結果	-	-	10.1%	49.6%
早期健全化基準(※1)	13.64%	18.64%	25.0%	350.0%
財政再生基準(※2)	20.00%	30.00%	35.0%	

○ 実質赤字比率の欄において「-」と表記されている場合は、実質赤字額がないことを表します。

※1 一つでもこの基準以上となった場合、自治体の自主的な改善努力を図るため、財政健全化計画を策定しなくてはなりません。

※2 一つでもこの基準以上となった場合、国の関与による確実な再生を図るため、財政再生計画を策定しなくてはなりません。

2. 資金不足比率 令和3年度決算に基づき公営企業における資金不足比率を算定したところ、下表のとおりいずれの会計についても経営健全化基準を下回っています。

会計	下水道事業会計(公共下水道事業)	下水道事業会計(農業集落排水事業)
南風原町の算定結果	-	-
経営健全化基準(※3)	20.0%	20.0%

○ 両会計ともに資金不足額はなため「-」で表示しています。

※3 基準以上となった場合には、経営健全化計画を策定しなくてはなりません。

“生前贈与を考える”

長年連れ添った妻に老後の生活を保障するため、
自宅をプレゼントする。

税理士法人 八幡会計事務所

税理士 八幡 繁信 (旧姓八幡) 税理士 浦本 智香子
 那覇市寄宮2丁目5番45号 電話(098)854-2440

公安委員会指定

津嘉山自動車学校

サンエーつかざんシティより八重瀬町向け200m
 〒901-1117 南風原町字津嘉山593-1
 TEL.889-5542 ☎0120-489052